

第3章 統計情報部

第1節 統計情報の企画調整

1 統計企画

農林水産統計情報行政については、社会経済情勢の変化や行政の展開方向等その時々の要請に応じ有用な農林水産統計情報の作成・提供を行っているところである。

特に、今日の食料・農業・農村を巡る情勢の変化や国民から農業・農村に寄せられる新たな期待に的確に対応すべく、食料・農業・農村基本法が平成11年7月に制定され、また、その的確な実施を図るため平成12年3月に食料・農業・農村基本計画が策定されたところであり、その基本的方向に即した統計情報の作成・提供を実施しているところである。

同様に、林業政策・水産政策についても基本政策の見直しが進められており、今後、これら行政の展開方向に即した的確な統計情報の作成・提供が必要となっている。

このため、平成11年度においては、①我が国農林業、農山村の基本的な構造の実態等を把握するための2000年世界農林業センサスの実施、②農業環境施策等の推進に資するため、地域資源・環境等の新たな統計情報ニーズへの対応、③食品産業のニーズに合った国産農産物の生産・流通体制の整備・強化に資するための統計調査の実施、④調査の簡素化を図るための新たな調査手法の導入等の可能性の検討、⑤農林水産行政情報・統計情報等の国民各層への幅広くタイムリーな提供等、積極的な対応を行った。

2 統計調整

統計行政を進める上で基本となる統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づき、農林水産省の所掌事務に係る統計調査を実施するに当たり必要な統計申請の手続きを行った。

3 農林水産情報センター

全国の統計情報組織に設置された「農林水産情報センター」では、生産者、消費者をはじめ国民各層の情報ニーズ、各種の照会等にきめ細かく対応し、地域の農林水産情報の受発信拠点として活動している。

(1) 主なサービス内容

- ア 生産者、消費者をはじめ国民各層への農林水産情報の積極的な提供
- イ 生産者、消費者をはじめ国民各層からの照会への対応
- ウ 農林水産施策の紹介等

(2) 設置場所

各地方農政局統計情報部、管内統計情報事務所、同出張所の全国334か所に設置。

(3) 運営状況

11年度は、月平均4,500件の照会に対応するとともに、各種情報誌等の発行、ホームページ等を通じて広く国民各層に対しきめ細かい情報サービスの提供、農林水産施策の紹介等を行った。さらに、国民各層の意向の収集にも努めた。

4 農家等の分類に関する研究会

平成7年10月に「農林統計に用いる農家等の分類に関する研究会」（座長：梶井功氏（東京農工大学学長））を設置し、経営に着目した統計分類のあり方、実態の変化に対応した新たな分類等について提言を受けた。このため、新たに農業経営分類、農業主従別分類等を導入した「農林統計に用いる農家等分類」を定め、平成11年度から採用することとした。

5 農林水産業生産指数

農林水産業の総合的な生産動向を明らかにするため、平成10年の各生産指数を算出し、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農林水産業生産指数」として刊行した。

6 広報関係

農林水産省統計情報部で調査した統計情報を、刊行

物（農林水産統計速報、農林水産情報、農林水産統計報告書）により公表している。このうち、指定統計については、その刊行物の名称及び発行の年月日を官報に掲載している。また、農林水産統計速報等は、公表日同日に農林水産省ホームページに掲載し、提供を行ってきた。

さらに、農林水産統計情報を利用しやすいよう「農林水産省統計情報部公表目録」及び「農林水産統計速報・農林水産統計情報公表予定」を刊行するとともに、統計情報部ホームページを平成12年1月に開設し、農林水産統計情報の提供を行っている。

7 國際統計

(1) 國際協力

世界の食料需給及び貿易の安定化を推進する上で重要な開発途上国における農林水産統計整備のための、二国間・多国間の国際協力をを行っている。

(2) 國際農林水産統計

海外諸国の農林水産業の動向について、FAO等国際機関の統計資料を中心に、主要な海外諸国の経済概況、農林水産物の生産・貿易等に関する統計を収集・編集し提供を行っている。

(3) ABSTRACT OF STATISTICS ON AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES IN JAPAN

我が国の農林水産業の動向を海外に紹介するため、主要統計を英文で収録し提供を行っている。

(4) 農林水産物貿易統計

大蔵省が公表している「貿易統計」から農林水産物を抽出し、これをもとに我が国の農林水産物の輸出入の状況を取りまとめている。

8 地域・環境に関する統計情報

(1) 農林水産情報交流ネットワーク事業

全国に配置した情報交流モニター等（生産者・流通加工業者モニター、消費情報提供協力者）の意見・意向等を迅速かつ的確に把握して農林水産行政に反映させるとともに、情報交流を促進することにより、農林水産業の振興及び農山漁村地域の活性化に資するものである。

(2) 農林水産業に関する意向調査

農林水産行政ニーズに即した農林水産業に係る特定事象（テーマ）に対する関係者の意識・意向等を迅速に把握し、行政施策展開上の基礎資料に資するものである。

毎年度、特定テーマを設け調査を実施し、結果を取りまとめ公表している。

(3) 農林漁業現地情報

農林漁業の振興、農林漁家の経営改善、地域活性化対策等の推進のための参考資料として提供することを目的として、各地域の農林漁業、農山漁村、農林漁家等における現地の特徴的な動き、今日的課題に関する情報を収集した。

収集した情報は、毎月公表している。

(4) 農業農村地域資源・環境総合調査

ア 持続的生産環境に関する実態調査（家畜排せつ物等のたい肥化施設の設置・運営状況調査）

(ア) 調査の目的

全国のたい肥化施設における家畜排せつ物の処理状況やたい肥の生産・流通等を把握し、畜産環境政策の推進に資するものである。

(イ) 調査対象と調査方法

家畜排せつ物のたい肥化を行っている共同処理施設を対象として郵送留置の方法により実施した。

(ウ) 調査結果の公表等

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「家畜排せつ物等のたい肥化施設の設置・運営状況調査報告書」として刊行する。

イ 地域資源の維持管理・活性化に関する実態調査（多様な形態による農地の保全管理への取組に関する調査）

(ア) 調査の目的

全国各地の多様な形態による農地の保全管理への取組状況を把握し、優良農地の確保と有効利用に関する施策の推進に資するものである。

(イ) 調査対象と調査方法

全市区町村を対象にアンケート調査を郵送留置の方法により実施するとともに、市区町村等に対して情報収集を行った。

(ウ) 調査結果の公表等

調査結果は、その概要及び事例集を「農林水産情報」として公表するとともに、農林水産省ホームページに個別の情報リストを掲載した。

(5) 農道・林道整備状況調査

ア 調査の目的

農山村地域の農業及び林業の生産性向上や農林産物の輸送利便性に大きく寄与する農道及び林道の整備状況を把握し、土地改良事業、民有林林道事業等の推進に資するものである。

イ 調査対象と調査方法

調査は、市区町村を対象として実施した。

調査方法は、郵送の方法によった。

ウ 調査結果の公表等

調査結果は、「農林水産統計速報」として公表した。

(6) 農業生産環境調査

ア 調査の目的

肥料・農薬の投入実態等を把握することにより、肥料・農薬の適正な使用による持続性の高い生産方式の定着や環境・食の安全に関する国民的な関心に適切に対応するための施策の基礎資料に資するものである。

イ 調査対象と調査方法

調査は、農家、市町村及び農業改良普及センターを対象として実施した。

調査方法は、農家については職員による面接、市町村及び農業改良普及センターについては郵送留置の方法によった。

ウ 調査結果の公表等

調査結果は、その概要を農林水産統計速報として公表するとともに、詳細を「農業生産環境調査報告書」として刊行した。

なお、調査は、周期年で実施することとしている。

第2節 行政情報化の推進及び 情報システムの管理・運営

1 行政情報化の推進

農林水産省においては、平成10年5月に改定した「農林水産省行政情報化推進基本計画」に基づき、行政事務の効率化及び国民への行政サービスの質的向上を推進しているところである。

平成11年度は、「平成11年度に取り組む事項」を定め、①LANシステムを活用した業務の簡素・効率化の推進及び行政運営の高度化、②社会の情報化の進展に対応した行政サービスの質的向上などを推進した。具体的な取組事例は以下のとおりである。

(1) 情報通信基盤（LANシステム等）の整備等

本省・地方農政局間のフレームリレー化等、通信回線の強化を行ったほか、地方農政局からの霞が関WAN利用を可能とした。

また、国会連絡室と本省をLAN接続し、国会情報の流通を電子化した。

その他、LAN端末機等のコンピュータ西暦2000年問題への対応を行った。

(2) インターネットによる国民への情報提供の充実

農林水産省ホームページについて、利用者の利便性の向上を図るため、メニュー項目の見直し、登録情報の整理、リンク集の充実、農林水産関連情報検索シス

テムの充実等を図ったほか、農林水産省で発生している行政情報の所在案内を収録している農林水産省行政情報クリアリングシステム（所在案内情報提供システム）への情報掲載の充実を行った。

また、大臣官房、統計情報部及び水産庁のホームページが開設されたほか、地方支分部局等でもホームページの開設が進んでおり、平成11年度末現在の開設状況は、本省庁（内部部局含む）10、地方支分部局71、施設等機関61、計142となった。

さらに、不正アクセス対策の一環として、インターネットシステムのセキュリティ機能を強化するためファイアウォール等の機器を整備した。

(3) 農林水産省統計情報データベースシステムの整備

本システムは、農林水産行政の企画・立案、事務の効率化に資することを目的とし、農林水産統計を始め他省庁の関連統計、FAO・OECD等の国際統計が収録されている。

平成11年度は共同利用電子計算機の更新に併せシステムを再構築し、時系列検索機能を追加するなどの充実を図った。

これにより、本省及び地方出先機関のLANシステムの端末から容易に統計データの検索・ダウンロードが可能となった。

(4) その他の

省庁等間で電子的に文書（公文書）を送受信するための「省庁間電子文書交換システム」を整備した。

また、情報公開制度の適切かつ円滑な運用を目的とした「行政文書ファイル管理システム」の機器等を整備した。

2 共同利用電子計算機

共同利用電子計算機は、農林水産省内の各局（庁）における行政事務の効率化を目指し、昭和46年度に稼働を開始した。また、共同利用電子計算機の管理運営は、共同利用電子計算機管理運営規程（昭和53年農林水産省訓令第41号）並びに管理運営細則及び同運営協議会運営要領に基づいて、統計情報部が電子計算機の稼働、電算処理に係る企画調整、機器の管理等を一元的に行っている。

平成11年度は、情報処理、通信技術の進展、行政情報化における情報通信基盤の整備を踏まえて、中央処理装置の強化や磁気ディスクの容量増加等、周辺機器の整備・充実、各種依頼の電子化を図るシステムや電算処理、プログラム作成の簡便化を図るソフトの導入などのシステム更新を行った。

3 農林水産統計情報処理システム

農林水産統計情報処理システム整備事業は、情報通信技術を有効に活用し、統計情報の作成から提供に至る工程の電算化による業務の効率化・迅速化を図るとともに、統計情報ニーズの多様化に応えて加工分析等情報利用の高度化に資することを目的として、昭和62年度から推進している。

平成11年度は、処理効率を高めるためのプログラムの再開発及びメインテナンスを行うとともにコンピュータ西暦2000年問題への対応（平成10、11年度の2か年計画）を行った。

4 生鮮食料品流通情報サービス

(1) 目的

生鮮食料品流通情報サービスは、卸売市場の市況及び入荷量、産地の生産、出荷状況等に関する情報を、行政機関をはじめ、生産者、出荷団体、流通関係者、消費者等に迅速かつ的確に提供することによって、生産、流通及び消費が円滑かつ合理的に行われる素地を作り、生鮮食料品の需給の均衡と価格の安定に資することを目的として実施している。

(2) 情報の種類と概要

ア 市況情報

全国の主要な青果物卸売市場及び畜産物卸売市場等における日々の取引結果の入荷量、概算価格等を提供している。

イ 产地情報

青果物及び畜産物の主要産地の生産、出荷動向等を提供している。

ウ 加工情報

青果物及び畜産物市況のデータを、青果物は品目別、市場別、産地別等に、畜産物（豚枝肉及び鶏卵）は市場ごと規格別に旬単位で取りまとめ提供している。

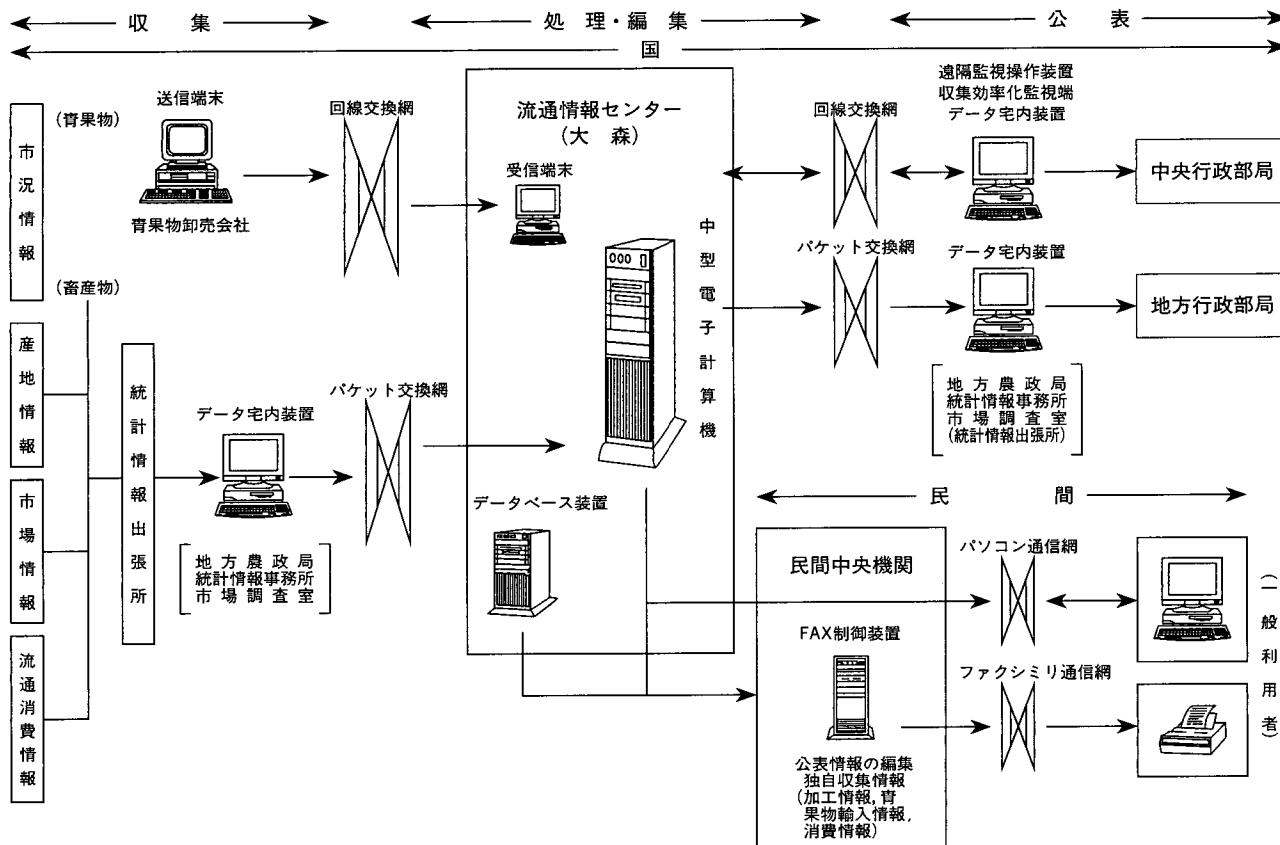
エ 市場情報

青果物は、青果物卸売市場における取引結果を旬別に、畜産物は、と畜場における枝肉取引結果を月別に取扱数量、卸売価額等を提供している。

オ 流通消費情報

青果物卸売市場に常駐している卸売会社等より市況を補完する卸売市場の情報をマーケット・レポートとして日々提供することや小売業における生鮮食料品の売れ筋情報、青果物の翌旬の予想入荷量及び卸売価格の見通し、畜産物の翌月の予想取引数量及び卸売価格

生鮮食料品流通情報サービスのしくみ



の見通しを提供している。

(3) 情報の収集と伝達方法

青果物市況情報については、情報収集の対象となる卸売市場の卸売会社に専用端末機を設置し、直接データを収集しコンピュータにより編集、公表を行っている。そのほかの情報については、統計情報組織の出張所及び市場調査室の職員が情報収集し、コンピュータにより迅速に処理、編集し公表している。

公表した情報は、省内行政部局等行政機関の利用に資するとともに、民間中央機関（社）全国生鮮食料品流通情報センターを通じて生産者団体、流通関係者、消費者団体等に広く提供している。

(4) システムの概要

システムの概念は図のとおりで、国と民間中央機関の両システムの連携を図りつつ事業を行っている。

本省と各地方農政局、統計情報事務所、市場調査室との間をDDX回線、本省と青果物卸売会社との間を回線交換網で結び、情報の迅速な収集・配信を行っている。

一方、民間中央機関は、国で公表したものを加工編集を行い、情報提供の迅速化を図るため、ファクシミリ通信網又はパソコン通信網で結び情報の提供を行っている。

第3節 農林水産省図書館 及び統計編さん

1 農林水産省図書館

(1) 収書

平成11年度における図書の受入れ（図書館の蔵書として登録したもの）は、3,696冊（国内図書3,313冊、外国図書383冊）、図書の処分は1,106冊（国内1,106冊）で、この結果、今年度末における蔵書数は、281,985冊（国内239,355冊、外国42,630冊）となった。雑誌・新聞等の受入れは1,068種（国内987種、外国81種）であった。また、ビデオ・CD等の電子・映像情報資料の受入れは、ビデオテープ227タイトル、CD-ROM 7タイトルで、今年度末における所蔵数は、ビデオテープ1,147タイトル、CD-ROM76タイトルであった。

(2) 納本及び配布

農林水産省刊行物の国立国会図書館への納本は、5,250冊であった。農林水産省及び他省庁刊行物等の納本以外の受入配布は38,346冊、FAO等刊行物の国内配布は、142機関へ1,681冊、農林水産省刊行物の海外への配布は、国際機関14機関及び66か国185機関へ646冊で

あった。

(3) 利用

年度内利用者数（閲覧及び貸出）は52,133人、利用冊数は98,725冊であった。このほか国立国会図書館並びに各省庁図書館との相互貸借が863冊（貸出476冊、借受387冊）であった。

(4) 刊行

図書資料の利用の便に資するため「農林水産図書資料月報」（第50巻第4号～第51巻第3号）を刊行した。

(5) 図書館システム

利用者への図書資料に関する閲覧等情報提供サービスを迅速かつ的確に行うため「図書資料管理・提供システム」により、図書資料等の貸出、返却手続及び目録検索等を行っている。また、LANに接続された端末からの目録検索も利用できるようになっている。

(6) 電子・映像情報室

ビデオテープを中心とする電子・映像情報資料については、電子・映像情報室において一般利用者、消費者等に広く公開展示している。

2 統計編さん

利用度の高い統計情報の提供を行うため、農林水産業に関する各統計書の概要を総合的に収録した以下の総合統計書を刊行した。

(1) 農林水産省統計表

本統計表は、我が国の農林水産業に関する主要な統計について、農林水産省統計情報部の調査結果を中心におこなわれた農林水産省各局庁及び各種団体で作成された基本的な統計を加えて総合的に編集したものである。

(2) ポケット農林水産統計

本ポケット農林水産統計は、農林水産省統計情報部の調査結果を主体に、農林水産省各局庁及び各種団体で作成された農林水産業に関する統計を幅広く収集するとともに、主要な国際統計も収録し、我が国及び海外の農林水産業の現況について概観できるよう手軽な大きさのB6判で編集したものである。また、統計情報部では、他に各部門ごとの「ポケット園芸統計」、「ポケット畜産統計」、「ポケット水産統計」及び「ポケット食品統計」を編集している。

(3) 農林水産統計月報

本月報は農林水産業の月別動向を把握することを目的として農村経済の動き、農林水産物及び農業生産資材の需給に関する統計等を収録し編集したものである。

第4節 構造統計調査

1 世界農林業センサス

11年度は実査年であり、その調査の体系は、①全国の農業を営むすべての事業体（農家及び農家以外の農業事業体）を調査する「農業事業体調査」、②全国の農作業のみの請け負いを行うすべての事業体を調査する「農業サービス事業体調査」、③全国の農業集落を単位として行う「農業集落調査」、④全国のすべての林家と林家以外の林業事業体を調査する「林業事業体調査」、⑤全国の林業作業の請け負いを行うすべての事業体を調査する「林業サービス事業体等調査」、⑥全国の林業地域を単位として行う「林業地域調査」に大別される。

(1) 農業事業体調査

ア 調査方法

農家調査は調査員が、農家以外の農業事業体調査は指導員が平成12年2月1日現在（沖縄県にあっては平成11年12月1日現在）で、それぞれ農家調査票又は農家以外の農業事業体調査票を配付して行う自計申告調査の方法により行った。

調査の系統は、農林水産省—都道府県—市区町村（指導員—調査員）である。

なお、調査結果の集計は、農家調査については都道府県及び農林水産省における電算集計方式により、農家以外の農業事業体調査については農林水産省における電算集計方式によって行う。

イ 主要調査項目

(ア) 農家にあっては世帯員の状態、農家以外の農業事業体にあってはその経営の態様

- (イ) 農業労働
- (ウ) 耕地及びその他の土地
- (エ) 家畜（家きん及びみつばちを含む。）及び蚕
- (オ) 農業用の機械及び施設
- (カ) 農業生産物

(2) 農業サービス事業体調査

ア 調査方法

農業サービス事業体調査は、平成12年2月1日現在（沖縄県にあっては平成11年12月1日現在）で、農業サービス事業体の代表者に、職員（出張所）が農業サービス事業体調査票を配付して行う自計申告調査の方法により行った。

調査の系統は、農林水産省—地方農政局—統計情報事務所—同出張所である。

なお、調査結果の集計は、農林水産省における電算

集計方式によって行う。

イ 主要調査項目

- (ア) 経営の態様
- (イ) 農業サービス労働
- (ウ) 農業用の機械及び施設
- (エ) 農作業

(3) 農業集落調査

ア 調査方法

農業集落調査は、平成12年4月15日に、各農業集落の精通者等に職員（出張所）が平成12年2月1日現在（沖縄県にあっては、平成11年12月1日現在）の状況を面接・聞き取り調査の方法により行うこととしている。

調査の系統は、農林水産省—地方農政局—統計情報事務所—同出張所である。

なお、調査結果の集計は、農林水産省における電算集計方式によって行う。

イ 主要調査項目

- (ア) 農業集落の自然的及び社会経済的な立地条件
- (イ) 農業集落の構成及び機能
- (ウ) 農業集落における農業生産基盤の整備状況
- (エ) 農業集落における土地及びその利用状況

(4) 林業事業体調査

ア 調査方法

林業調査は調査員が、林家以外の林業事業体調査は指導員がそれぞれ12年2月1日現在（沖縄県にあっては11年12月1日現在）で、林家調査票又は林家以外の林業事業体調査票を配付して行う自計申告調査の方法により行った。

調査の系統は、農林水産省—都道府県—市区町村（指導員）—調査員である。

なお、調査結果の集計は、林家調査は都道府県及び農林水産省における電算集計方式により、林家以外の林業事業体調査については農林水産省における電算集計方式によって行う。

イ 主要調査項目

- (ア) 経営の態様
- (イ) 林業労働
- (ウ) 山林（保有山林以外の所有山林を含む。）
- (エ) 育林及び伐採
- (オ) 林産物

(5) 林業サービス事業体等調査

ア 調査方法

林業サービス事業体等調査は、平成12年2月1日現在（沖縄県にあっては平成11年12月1日現在）で、林業サービス事業体等の代表者に、職員（出張所）が林業サービス事業体等調査票を配付して行う自計申告調

査の方法により行った。

調査の系統は、農林水産省－地方農政局－統計情報事務所－同出張所である。

なお、調査結果の集計は、農林水産省における電算集計方式によって行う。

イ 主要調査項目

- (ア) 経営の態様
- (イ) 林業サービス等労働
- (ウ) 林業用機械
- (エ) 育林及び素材生産

(6) 林業地域調査

ア 調査方法

林業地域調査は、平成12年8月1日現在で、林業地域調査票を、職員（事務所）が都道府県に配布して行う自計申告調査及び森林組合等へ面接・聞き取り調査の方法によって行うこととしている。

調査の系統は、農林水産省－地方農政局－統計情報事務所－同出張所である。

なお、調査結果の集計は、農林水産省における電算集計方式によって行う。

イ 主要調査項目

- (ア) 自然的及び社会経済的な立地条件
- (イ) 林野の構成等森林資源
- (ウ) 森林の公益的機能の維持増進を図るための取組の状況

2 漁業センサス

平成10年11月1日現在で「第10次漁業センサス」を実施した。

11年度に、調査結果の集計を行い、平成11年8月31日に「第10次漁業センサス結果概要」を公表した。

また、以下の報告書（第1報～第4報）を刊行した。

第1報 海面漁業に関する統計（全国・大海区編）

第2報 海面漁業に関する統計（都道府県編）

第3報 海面漁業に関する統計（市区町村編）

第4報 海面漁業に関する統計（漁業地区編）

CD-ROM 漁業センサス結果

（海面漁業に関する統計・累年統計）

3 農業構造動態調査

(1) 基本構造動態調査（農家調査）

2000年世界農林業センサスの実施により休止した。

(2) 基本構造動態調査（農業法人等調査）

2000年世界農林業センサスの実施により休止した。

4 農林水産業新規就業者等調査

(1) 新規就業者調査

ア 調査の目的

農林漁業の新規就業者の実態を明らかにし、今後の新規就業者対策の推進等に必要な基礎資料を整備する。

イ 調査対象と調査方法

調査は、平成10年6月から平成11年5月までの1か年間の農林漁業への新規就業者を市区町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の関係機関を対象に平成11年6月に職員（出張所）が情報収集する方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産情報」として公表するとともに、詳細を「農林水産業新規就業者等調査報告書」として刊行する。

(2) 就業状態調査

ア 調査の目的

この調査は、農林漁業の新規就業者の意向等を明らかにし、今後の新規就業者対策の推進等に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、新規就業者調査で把握した過去3年間（平成8年6月1日から平成11年5月31日の間）に農業に新たに就業した者を対象に、平成11年10月1日現在で郵送調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農林水産業新規就業者等調査報告書」として刊行する。

5 製材統計調査

(1) 木材生産構造調査

ア 調査の目的

木材の需給動向を明らかにするとともに、木材関連産業の実態を把握し、木材需給の安定対策及び流通改善対策並びに木材産業の合理化のための諸施策の基礎資料を整備する。

イ 調査対象と調査方法

木材生産構造調査は、製材工場基礎調査、木材チップ工場調査及び合板単板材調査に分かれ全国の該当工場を対象に、平成11年12月31日現在における素材の入荷量・消費量、製品の生産量・出荷量、従業者数等の状況を面接・聞き取り調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

(2) 木材製品生産動態調査

ア 調査の目的

木材需給の短期的動向、価格水準及びその変動、木材関連産業の実態を把握し、木材需給の安定対策及び流通改善対策並びに木材産業の合理化のための諸施策の基礎資料を整備する。

イ 調査対象と調査方法

木材製品生産動態調査は、標本製材工場調査、合単板工場調査及び木材価格調査に分かれ、標本工場等を対象に、毎月の素材の入荷量・消費量、製品の生産量・出荷量・在荷量等及び木材価格について、面接・聞き取り調査及び郵送調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「木材需給報告書」として刊行する。

6 畜産調査

(1) 畜産基本調査

2000年世界農林業センサスの実施により休止した。

(2) 畜産予察調査

ア 調査の目的

乳用牛、肉用牛、採卵鶏・ブロイラーの飼養動向を早期に把握して、これら畜産物の需給対策、価格安定対策等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

乳用牛及び肉用牛予察調査は、家畜飼養者を対象に職員による面接及び電話による聞き取り調査の方法により行った。

鶏ひなふ化羽数調査は、鶏ひなふ化場を調査対象に職員による面接・聞き取り調査及び郵送調査の方法により行った。

ウ 調査結果の公表

調査結果は「農林水産統計速報」として公表する。

7 漁業動態調査

漁業動態調査は、5年ごとに実施している漁業センサスの中間年次における漁業の生産構造及び就業構造の変化を明らかにし、水産行政等の基礎資料とする。

調査は、漁業経営体調査及び漁業就業動向等調査に区分される。

(1) 漁業経営体調査

ア 調査対象と調査方法

海面及び農林水産大臣が指定する湖沼において漁業を営む経営体を対象として、調査員による面接聞き取りの方法により調査を行った。

調査項目は、漁業経営体名、経営組織、使用漁船、漁業種類、出漁日数等である。

イ 調査結果の公表

調査結果の概要を「農林水産統計速報」として公表し、詳細を「漁業動態統計年報」として刊行する。

(2) 漁業就業動向等調査

ア 調査対象と調査方法

第10次漁業センサスで設定した海面漁業基本調査区から、標本調査区を抽出し、標本調査区内に所在するすべての漁業世帯を対象として、調査員による面接聞き取りの方法により調査を行った。

調査項目は、世帯員の氏名、年齢、性別及び就業状況等である。

イ 調査結果の公表

調査結果の概要を「農林水産統計速報」として公表し、詳細を「漁業動態統計年報」として刊行する。

8 漁業・養殖業生産統計調査

漁業・養殖業生産統計調査は、海面及び内水面における漁業・養殖業の生産の実態を量的に把握して、水産行政、水産資源開発等の基礎資料とする。

調査は、海面漁業漁獲統計調査、海面養殖業収穫統計調査、内水面漁業漁獲統計調査及び内水面養殖業収穫統計調査に区分される。

(1) 海面漁業漁獲統計調査

ア 調査対象と調査方法

海面漁業を営むすべての経営体及び水揚機関を対象として、経営体又は水揚機関からの申告、水揚げ記録の利用、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

調査項目は、漁業種類別漁労体数、航海数及び出漁日数並びに漁業種類別魚種別漁獲量である。

イ 調査結果の公表

調査結果の概要を「農林水産統計速報」として公表し、詳細を「漁業・養殖業生産統計年報」として刊行した。

(2) 海面養殖業収穫統計調査

ア 調査対象と調査方法

海面養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体からの申告、水揚げ記録の利用、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

調査項目は、養殖種類別の養殖業経営体数、施設数、施設面積、魚種別収穫量、種苗販売量等である。

イ 調査結果の公表

海面漁業漁獲統計調査に同じ

(3) 内水面漁業漁獲統計調査

ア 調査対象と調査方法

内水面漁業を営む漁業者（漁業権の設定されている水域における遊漁者を含む。）を対象として、経営体からの申告、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

調査項目は、魚種別漁獲量である。

イ 調査結果の公表

海面漁業漁獲統計調査に同じ

(4) 内水面養殖業収穫統計調査

ア 調査対象と調査方法

内水面養殖業を営むすべての経営体を対象として、経営体からの申告、調査員又は職員による面接聞き取り等により調査を行った。

調査項目は、魚種別収穫量、種苗販売量等である。

イ 調査結果の公表

海面漁業漁獲統計調査に同じ

9 漁業経済調査

漁業経営体の財産及び経営活動の状況、操業状況、世帯員の状況等を把握し、経営改善、漁業の振興及び漁業者の生活向上等の水産行政の基礎資料を作成することを目的とする。

調査は、漁家経済調査、中小漁業経営体経済調査及び大規模漁業会社経済調査に区分される。

(1) 漁家経済調査

ア 調査対象と調査方法

海面漁業漁家（使用漁船の合計トン数が10トン未満のもの又は主として小型定置網漁業を営むもの）又は海面養殖業漁家から、一定の基準により標本を抽出し、日記帳への記帳及び職員による面接聞き取りにより、調査を行った。

調査項目は、世帯の概況、操業、収支、財産の状況、生計費等である。

イ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「漁業経済調査報告（漁家の部）」として刊行した。

(2) 中小漁業経営体経済調査

ア 調査対象と調査方法

海面漁業経営体（使用漁船の合計トン数が10トン以上のもの又は大型定置網漁業を営むもの）から、一定の割合により標本を抽出し、所定の帳簿からの取りまとめ、調査客体の記帳及び職員による面接聞き取りによ

り、調査を行った。

調査項目は、操業、財産、損益等の状況である。

イ 調査結果の公表

調査結果の概要を「農林水産統計速報」として公表し、詳細を「漁業経済調査報告（企業体の部）」として刊行した。

(3) 大規模漁業会社経済調査

ア 調査対象と調査方法

海面漁業を営む資本金1億円以上の会社を対象に、自計申告の方法により調査した。

イ 調査結果の公表

調査結果は、「漁業経済調査報告（企業体の部）」において公表した。

10 漁業生産所得

海面における漁業・養殖業の生産に関する実態を金額で把握し、漁業の生産性の測定、漁業生産所得算出及び国民経済計算のための基礎資料を提供することを目的として、漁業・養殖業生産統計調査結果等を利用して、漁業生産額及び海面漁業・養殖業生産所得を推計した。

(1) 推計方法

漁業生産額は、海面及び内水面における生産量に、生地卸売価格等を乗じて推計した。

漁業生産所得は、海面漁業・養殖業生産額に、漁業経済調査結果から求めた生産所得率を乗じて推計した。

(2) 推計結果の公表

推計結果の概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「漁業・養殖業生産統計年報」に掲載した。

第5節 経営統計調査

1 農業経営統計調査

(1) 農業経営動向統計

ア 調査の目的

この統計は、個別農家の再生産過程を把握することによって、国民経済の成長に伴う農業構造の変化と農業経営の動向を明らかにし、農業行政の基礎資料とするとともに、国民経済計算における農業部門の推計の基礎資料とする。

イ 調査対象農家

販売農家（経営耕地面積30a以上、又は過去1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家）を調査対象と

した。また、自給的農家（経営耕地面積30a未満、かつ、過去1年間の農産物販売金額が50万円未満の農家）については、主として、農家における家計費を把握するため、調査事項を簡素化して、調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の現金収支、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

月々の収支については、「農林水産統計速報」として毎調査月の翌々月に公表している。年の調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農業経営動向統計」として刊行した。

(2) 農業経営部門別統計

ア 調査の目的

この統計は、育成すべき個別経営体及びこれに準ずる層の農家を対象に、農業経営の部門別収支・所得等を把握することにより、農業経営の実態を把握し、農業行政の基礎資料とする。

なお、野菜・果樹部門については、品目により、経営内容が大きく異なるため、品目別の収支・所得等を把握する野菜・果樹品目別統計も併せて作成した。

イ 調査対象農家

経営耕地面積が2.0ha（北海道5.0ha）以上、又は当該部門の経営規模が一定規模以上で、当該部門が農産物販売金額の2割以上を占め、かつ、当該部門を農産物販売金額の1位とする農家を調査対象とした。

野菜・果樹品目別統計は、当該品目の販売価額が、野菜又は果樹の総販売金額に対して2割以上ある農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の農業現金収支、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

年の調査結果の概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「農業経営部門別統計」及び「野菜・果樹品目別統計」として刊行した。

(3) 農産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 米生産費統計

この統計は、米の生産に係るコストを把握し、米穀の政府買入価格の算定、農業経営改善等の農業行政の基礎資料とする。

(イ) 麦類生産費統計

この統計は、麦類（小麦、六条大麦、ビール大麦、裸麦）の生産に係るコストを把握し、麦類の政府買入価格の算定、麦作経営安定資金の算定、農業経営改善等の農業行政の基礎資料とする。

(ウ) いも・豆類、工芸農作物生産費統計

この統計は、工芸農作物の生産に係るコストを把握し、原料用かんしょ、原料用ばれいしょ、てんさい、さとうきび、大豆、なたねの行政価格算定、農業経営改善等の農業行政の基礎資料とする。

イ 調査対象農家

当該作目の経営規模が、作目ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の農業現金収支、当該作目の生産に使用した資材、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などについては、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「米及び麦類の生産費」、「工芸農作物等の生産費」として刊行した。

(4) 畜産物生産費統計

ア 調査の目的

(ア) 牛乳生産費統計

この統計は、生乳の生産に係るコストを把握し、加工原料乳の保証価格の算定、酪農経営改善等の農業行政の基礎資料とする。

(イ) 肉用牛生産費統計

この統計は、肉牛（去勢若齢肥育牛、乳用おす肥育牛、乳用おす育成牛）生産、子牛生産に係るコストを把握し、牛肉の安定基準価格等の算定及び肉用子牛の保証基準価格等の算定、畜産経営改善等の農業行政の基礎資料とする。

(ウ) 肥育豚生産費

この統計は、肉豚生産に係るコストを把握し、豚肉の安定基準価格等の算定、畜産経営改善等の農業行政の基礎資料とする。

イ 調査対象農家

当該畜種の経営規模が、畜種ごとに定めた規定を満たす農家を調査対象とした。

ウ 調査の方法

調査農家に日計簿を配付し、日々の農業現金収支、当該畜種の生産に使用した資材、労働時間などについて記帳を依頼し、世帯員数、農家の財産の増減などに

については、農林水産省地方統計情報組織の職員が面接調査により行った。

エ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を畜種ごとに「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「畜産物生産費」として刊行した。

2 林家経済調査

(1) 調査の目的

本調査は、林家の林業経営の実態及び林家経済の動向を明らかにするとともに、育林に要する費用等を把握し、林業行政の基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

調査対象は、全国の保有山林面積20ha以上500ha未満の林家とした。(沖縄を除く)

調査は、調査林家に調査簿を配付して行う記帳調査と、農林水産省地方統計情報組織の職員による面接調査を併用して行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「林家経済調査報告」として刊行した。

3 農業組織経営体経営調査

(1) 調査の目的

本調査は、組織経営体の経営収支及び、米、小麦及び大豆の生産費の実態を把握し、価格政策、構造政策等の農業行政の基礎資料とする。

(2) 調査対象

農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体とした。

(3) 調査の方法

調査方法は、調査組織の代表者等に調査簿を配付して行う記帳調査と、農林水産省地方統計情報組織の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を作目ごとに「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細については「農業組織経営体経営調査報告」として刊行した。

4 林業組織経営体経営調査

(1) 調査の目的

林業事業体の経営実態を把握し、林業事業体の育成、林業労働者の就業改善等の林業施策に必要な基礎資料とする。

(2) 調査対象

全国の林業事業体(会社組織)を対象とした。(沖縄を除く)

(3) 調査の方法

調査方法は、調査客体に対して調査簿を配付して行う記帳調査と、農林水産省地方統計情報組織の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細については「林業組織経営体経営調査報告」として刊行した。

5 農林業生産所得

国民経済的な立場から農林業生産の実態を価値量的に把握し、農林水産行政の企画立案、振興計画の策定等の基礎資料とする。

(1) 推計の方法

ア 農業総産出額及び生産農業所得(全国推計値)

農業総産出額は、農業生産活動による最終生産物の品目別生産量(全国計)に、農家庭先価格(全国平均)を乗じた額を合計して求めたものである。

生産農業所得(全国推計値)は、この農業総産出額から物的経費、間接税等を控除し、経常補助金を加算して求めたものである。

イ 農業粗生産額及び生産農業所得

(市町村別推計値)

農業粗生産額は、市町村別の品目別生産数量に品目別農家庭先価格を乗じて求めたものである。

生産農業所得(市町村別推計値)は、この農業粗生産額に農業経営統計調査結果から算出した所得率を乗じ、経常補助金を加算して求めたものである。

ウ 林業粗生産額及び生産林業所得

林業粗生産額は、林産物の生産量に生産者価格を乗じて求めたものである。これに林家経済調査その他の統計を基礎にして得られた所得率を乗じて生産林業所得を推計した。

(2) 推計結果の公表

推計結果は、「農林水産統計速報」として公表するとともに、「生産農業所得統計」「生産林業所得統計報告書」を刊行した。

6 農村物価統計調査

(1) 調査の目的

農村における景気及び物価水準の変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価及び賃金を把握し、その結果を総合して全国的及び地域的な農村物価指数

等を作成するほか、農業パリティ指数作成のための基礎資料を整備することを目的とする。

(2) 調査の種類及び区分

調査は、農産物生産者価格調査、農業生産資材価格調査及び農業臨時雇賃金調査の三種類とする。また、農産物生産者価格調査は、一般農産物生産者価格調査(野菜以外)及び野菜生産者価格調査に区分する。

(3) 調査対象

農産物生産者価格調査は、調査品目ごとに主な産地における取引量の多い出荷団体等について行う。

農業生産資材価格調査は、「農林統計に用いる地域区分」に基づく都道府県内の農業地域ごとに農家の農業生産資材の購入事情を代表するとみられる市町村における小売店等について行う。

農業臨時雇賃金調査は、農業臨時雇の雇用事例が多い市町村で雇用事例の多い農家等について行う。

(4) 調査の方法

調査は、農林水産省地方統計情報組織の職員の面接又は電話による聞き取りにより行った。

(5) 調査結果の公表

月々の農村物価指数は、「農林水産統計速報」として毎調査月の翌月に公表している。年次指数は、その概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「農村物価統計」として刊行した。

7 環境保全型農業（稻作）推進農家の経営分析調査

(1) 調査の目的

環境保全型農業に取り組んでいる農家の経営収支等を明らかにし、同農業を推進するための普及・指導及び同農業の持続的・安定的な発展を図るための基礎資料とする。

(2) 調査対象農家

平成8年に実施した「環境保全型農業調査（耕種部門）」で把握した農家を母集団として、環境保全型農業の栽培形態により、平成9年に水稻を作付けし、かつ販売した農家を調査対象とした。

(3) 調査の方法

農林水産省地方統計情報組織の職員による面接調査により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細については、「環境保全型農業(稻作)推進農家の経営分析調査結果」として刊行した。

第6節 生産統計調査

1 耕地面積調査

(1) 調査の目的

農業生産の基礎となる耕地面積統計を作成し、土地利用改善等諸施策の基礎資料とする。

(2) 調査の対象と調査方法

耕地面積調査は、8月1日現在で、耕地を2ha(北海道はおおよそ10ha)単位に区画して編成した単位区の中から標本単位区を抽出し、実測調査の方法で調査した。また、空中写真の利用、巡回調査等によって調査の補完を図った。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を10月に「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行した。

2 作付面積調査

(1) 調査の目的

農作物の作付面積を調査して、土地の利用状況を明らかにするとともに収穫量を推定する場合の基礎とするほか、土地の高度利用計画、農作物の需給計画、価格流通対策等諸施策の基礎資料とする。

(2) 調査対象と調査方法

冬作作物の作付面積は4月1日現在で標本農家に対する面接調査の方法により、夏作作物の作付面積は耕地面積調査と同時(8月1日現在)に標本単位区に対する実測調査の方法で調査した。

(3) 調査結果の公表

主な冬作作物の作付面積は6月に、夏作作物及び永年性作物の作付(又は栽培)面積は8月以降数回にわたり「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「耕地及び作付面積統計」として刊行するとともに、「作物統計」に掲載した。

3 普通作物収穫量調査

(1) 調査の目的

農作物の作柄概況、予想収穫量及び収穫量を早期にかつ正確に把握し、食料の需給調整、農作物価格の安定、技術改善等諸施策の基礎資料とする。

(2) 調査の種類

水稻については、作柄概況調査、予想収穫量調査及び収穫量調査、かんしょ及び豆類については、予想収穫量調査と収穫量調査、陸稲、麦類及び飼料作物につ

いでは、収穫量調査を実施した。

(3) 調査の方法

水陸稻、麦類、かんしょ及び豆類の収穫量調査は、主産地では標本理論に基づいて抽出した標本筆（ほ場）、基準筆の刈取りあるいは掘取り調査などによって10a当たり収量を推定した。非主産地及び上記以外の作物については、主として巡回・情報収集により10a当たり収量を調査した。

水稻の作柄概況調査及び予想収穫量調査は、作況予測標本筆調査、作況基準筆調査及び巡回・情報収集により行った。そのほか、農家を対象に郵送調査を行った。

かんしょ及び豆類の予想収穫量調査は、それぞれ作況基準筆調査及び巡回・情報収集により行った。

(4) 調査結果の公表

調査結果は、その都度「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「作物統計」として刊行した。

4 工芸農作物調査

(1) 調査の目的

工芸農作物の予想収穫量及び収穫量を調査し、生産振興、価格安定、需給計画の策定等諸施策の基礎資料とする。

(2) 調査の種類と方法

工芸農作物調査は、茶生産量調査、なたね収穫量調査、てんさい収穫量調査、さとうきび収穫量調査、こんにゃくいも収穫量調査及びいのしょ収穫量調査に区分される。

茶生産量調査は、生葉実測調査、1番茶期表式調査及び総合表式調査に区分される。静岡県については生葉実測調査、1番茶期表式調査及び総合表式調査、主産県（埼玉県他4府県）については1番茶期表式調査及び総合表式調査、その他の都府県は総合表式調査を実施した。

なたね収穫量調査、てんさい収穫量調査及びさとうきび収穫量調査は、予想収穫量を調査するとともに、収穫期に収穫量を、また、こんにゃくいも収穫量調査及びいのしょ収穫量調査は収穫期に収穫量を調査した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、各作物ごとに「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「作物統計」として刊行した。

5 園芸生産出荷統計調査

(1) 調査の目的

園芸作物の作付（予定）面積、（予想）収穫量及び（予想）出荷量を調査し、園芸農作物の生産、出荷、価格、流通等諸施策の基礎資料とする。

(2) 調査の種類と方法

園芸生産出荷統計調査は、野菜生産量統計調査、果樹生産量統計調査、青果物出荷統計調査及び花き生産出荷量調査に区分している。

野菜生産量統計調査、果樹生産量統計調査及び青果物出荷統計調査は、予想調査と実績調査を実施した。主要野菜については、は種のおおむね2～4か月前、作付け直後又は出荷期間中及び収穫期に、主要果樹については、収穫開始の1～2か月前又は出荷期間中及び収穫期に作付（予定）面積、（予想）収穫量及び（予想）出荷量を調査した。

花き生産出荷量調査では、種類別、栽培形態別に作付（収穫）面積及び出荷量を調査した。

これらの調査は、基準筆の調査を基とした実測調査及び生産農家、集出荷団体などに対する面接調査又は郵送調査により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果は、「農林水産統計速報」及び「農林水産情報」として公表するとともに、年間実績の詳細については、「野菜生産出荷統計」、「果樹生産出荷統計」及び「花き生産出荷統計」として刊行した。

6 養蚕統計調査

(1) 調査の目的

養蚕の実態を把握するとともに、繭の生産量及び被害量統計等を作成し、補助事業、蚕繭共済事業等の円滑な運営のための基礎資料とする。

(2) 調査の種類と方法

調査は、収繭量調査、被害定期調査、被害応急調査及び減収調査からなっている。

収繭量調査及び被害定期調査では、主産県の標本農家について、掃立卵量、収繭量などを面接及び実測により調査した。

また、養蚕農家のある全市町村を対象に、養蚕農家数、繭の生産状況、被害量などについて養蚕統計調査員による実地調査を行った。

(3) 調査結果の公表

調査結果（減収調査の結果を除く。）は、「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「養蚕統計」として刊行した。

7 農作物被害調査

(1) 調査の目的

水稻及び麦の被害状況を定期的に把握し、基本的な被害統計を作成するとともに、災害により農作物に重大な被害が発生した場合には、全農作物を対象として被害統計を作成し、応急的、恒久的な災害対策及び病害虫防除対策等のための基礎資料とする。

(2) 調査の対象

農作物の栽培を開始してから収納するまでの期間において、気象的、生物的、その他の異常な事象等によって農作物に損傷を生じ、基準収量に比べて減収した面積及び被害量を対象とする。

(3) 調査の種類と調査方法

水稻及び麦の被害状況を定期的に把握するための被害定期調査と、農作物に重大な被害が発生した場合にはその都度全農作物の被害状況を把握するための被害応急調査を実施した。被害定期調査は、巡回調査、標本調査及び被害調査筆調査により、被害応急調査は、巡回調査及び被害応急調査筆調査により行った。

(4) 調査結果の公表

被害定期調査結果は、それぞれの収穫量調査結果と併せて「農林水産統計速報」により公表するとともに「作物統計」に掲載している。被害応急調査結果は、「農作物災害種類別被害統計」として刊行した。

8 減収調査

(1) 調査の目的

農作物共済事業、畑作物共済事業及び果樹共済事業に係る損害評価の適正かつ円滑な運営に資するため、その基礎資料を作成する。

(2) 調査対象及び調査方法

水稻、麦類、ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん並びに主な果樹の共済目的の種類ごとに共済基準収量を基準とする増収面積及び程度別減収面積並びに増収量、程度別減収量及び共済減収量について標本実測調査及び巡回調査の方法により調査を行った。

なお、調査結果は、損害評価の基礎資料として取りまとめて経済局へ提示した。

9 農作物調査試験

(1) 技術解析試験調査

農家のほ場において、水稻の主要産地における代表的な品種について、生育初期から登熟に至るまでの特性解析を追跡的に行い、水稻の作況調査の解析等に必要な科学的基礎資料とした。

(2) 農作物被害試験

農家のほ場において、主要農作物の現地試験等を行い、被害調査の基礎資料となる「被害減収推定尺度」を作成した。

(3) 結果の利用及び発表

これらの試験結果は、「技術解析試験報告書」、「作況判定資料」及び「被害減収推定尺度」として取りまとめ、普通作物収穫量調査、農作物被害調査、減収調査等において利用している。

第7節 流通消費統計調査

1 食品流通動態調査

(1) 生鮮食品流通動態調査

ア 調査の目的

食品産業における生鮮食品の流通経路・規模等を調査し、食品流通構造改善等の食品流通施策の推進を図るための基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査対象は、全国の食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び外食産業のうち、生鮮食品を取り扱う企業とし、調査は、その代表者等に対する面接留め置き調査により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、11年度にその概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「生鮮食品流通動態調査報告」として刊行する。

(2) 加工食品流通動態調査

ア 調査の目的

食品産業における加工食品の流通経路・規模等を調査し、食品流通構造改善等の食品流通施策の推進を図るための基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査対象は、全国の食品製造業、食品卸売業及び食品小売業のうち、加工食品を取り扱う企業とし、調査は、その代表者等に対する面接留め置き調査により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、10年度にその概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「加工食品流通動態調査報告」として刊行した。

(3) 食品製造業における農産物需要実態調査

ア 調査の目的

食品製造業における原料となる農産物の調達実態を明らかにし、食品産業のニーズに即した国産原料の安

定供給に向けた生産・流通及び食品産業の健全な発展のための諸施策の推進に必要な基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査対象は、全国の野菜及び大豆を原料として製造品を製造出荷する事業所とし、調査は、その代表者等に対する面接留め置き調査により実施した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、「食品製造業における農産物需要実態調査結果」として刊行する。

(4) 加工食品生産統計調査

ア 牛乳乳製品統計調査

(ア) 調査の目的

生乳、飲用牛乳及び乳製品の生産量等を把握し、畜産行政の基礎資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

全国の乳製品工場及び牛乳処理場を対象に調査員を委嘱し、毎月、調査を行った。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果の概要を、毎月「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「牛乳乳製品統計」として刊行した。

イ 水産加工統計調査

(ア) 調査の目的

水産物の加工場における製品の生産量等を調査し、需給安定対策、流通改善対策等の基礎資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

水産物を主原料とし、販売を目的に加工品を製造する経営体を対象に、加工品目別年間生産量、加工経営体数等を加工経営体又は関係団体の代表者の申告、面接等により実施した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

2 食品産業動向調査

(1) 調査の目的

食品産業の置かれている状況と直面する課題への対応状況の実態等を把握し、食品産業施策の推進に必要な基礎資料とする。

平成11年度は前年に引き続き、物流改革が大きな課題となる中、食品に関連する物流システム・情報化等について、調査対象業種を食品製造業及び外食産業に変更しその実態等を把握した。

(2) 調査対象と調査方法

全国の食品製造業を営む10人以上の企業及び外食産

業を営む20人以上の企業を対象に、調査票を職員が配布し、郵送回収による自計申告調査により実施した。

(3) 調査結果の公表

調査結果の概要を、「農林水産統計速報」で公表するとともに、詳細を「平成11年食品産業動向調査報告」として刊行する。

3 食品流通機構調査

(1) 青果物卸売市場調査

ア 調査の目的

青果物の卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、流通改善対策、価格安定対策等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全国の主要な都市の青果物卸売会社を対象に、品目別、産地府県別の卸売数量及び価額を職員による聞き取り及び関係資料の閲覧等により調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、毎旬の結果を「青果物流通統計旬報」、年間の結果について概要を「農林水産統計速報」として公表し、詳細を「青果物卸売市場調査報告」、産地府県別の結果を「青果物産地別卸売統計」として刊行した。

(2) 畜産物流通統計調査

ア 調査の目的

肉畜、食肉、鶏卵、食鳥の流通段階ごとの取引量及び価格を明らかにし、需給調整及び流通改善対策等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

畜産物流通統計調査は、食肉流通統計調査、鶏卵流通統計調査及び食鳥流通統計調査に区分される。

食肉流通統計調査は、子牛市場価格調査、と畜場調査及び食肉卸売市場調査からなり、子牛市場価格調査は主要な家畜市場を対象に取引頭数、価額及び価格等を、と畜場調査は全国のと畜場を対象にと畜頭数及び枝肉重量等を、食肉卸売市場調査は全国の食肉中央卸売市場等を対象に枝肉取引成立頭数、重量、価額及び価格等を職員による聞き取り等により調査した。

鶏卵流通統計調査は、全国の鶏卵集出荷機関を対象に鶏卵生産量、集荷量、仕向先別出荷量等を職員による聞き取り等により調査した。

食鳥流通統計調査は、全国の食鳥処理場を対象に集荷戸数、集荷量、製品生産量等を、職員による聞き取り等により調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「畜産物流通統計」とし

て刊行した。

(3) 水産物流通統計調査

ア 消費地水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の主要な消費地卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の基礎資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

消費地水産物流通調査は、主要な都市に所在する中央卸売市場の卸売業者を対象に品目別の卸売数量及び価額について調査客体の申告又は面接等により調査した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

イ 冷蔵水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の全国の主要な冷凍・冷蔵工場における出入庫量及び在庫量等を調査し、水産物需給計画、価格安定対策等の基礎資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

全国の主要な産地、消費地の主な冷凍・冷蔵工場を対象に品目別の月間入（出）庫量、月末在庫量について調査客体の申告又は郵送調査等により調査した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

ウ 産地水産物流通調査

(ア) 調査の目的

水産物の水揚量、価額及び出荷量を調査し、流通対策等の基礎資料とする。

(イ) 調査対象と調査方法

調査は、水揚量・価格調査、年間市場価格調査及び水産物流通形態別調査に分かれる。

水揚量・価格調査（月別）及び年間市場価格調査は、全国の主要な産地の卸売業者等を対象に、品目別の水揚量及び価額について調査客体の申告又は面接聞き取りの方法等により調査した。

水産物流通形態別調査は、産地仲卸業者、産地出荷業者及び漁業協同組合等を対象に用途別出荷量、仕向先別出荷量、活魚出荷量等について調査客体の申告又は面接聞き取り等により調査した。

(ウ) 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「水産物流通統計年報」として刊行した。

4 価格形成調査

(1) 食品流通段階別価格形成追跡調査

ア 調査の目的

食品の生産又は輸入から消費に至るまでの各流通段階における価格形成の実態を把握し、食品の流通改善及び価格安定対策の推進等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

東京都区部及び大阪市の小売店舗・食材卸問屋において販売された主要青果物・水産物について、その流通経路をそとして流通段階別価格を把握することとし、該当する流通当事者を対象として面接聞き取り、関係諸帳簿の閲覧により調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、「青果物価格追跡レポート」及び「水産物価格追跡レポート」として各々年2回ずつ刊行した。

(2) 青果物流通コスト構造分析基礎調査

ア 調査の目的

青果物について生産者から消費に至るまでに要する流通コストの実態を把握し、青果物の流通改善及び価格安定対策の推進等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

全国の集出荷団体、東京都区部の仲卸業者及び小売業者を対象として面接留め置きにより調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、12年度に「農林水産情報」として公表する。

5 花き流通統計調査

(1) 花き卸売市場調査

ア 調査の目的

花き卸売市場における卸売数量及び価額を調査し、流通改善対策、価格安定対策等の基礎資料とする。

イ 調査対象と調査方法

調査は、全国の花き卸売会社を対象に、品目別の卸売数量及び価額を職員による聞き取りにより調査した。

ウ 調査結果の公表

調査結果は、その概要を「農林水産統計速報」として公表するとともに、詳細を「花き流通統計調査報告」として刊行した。